

工事施行承認書

住所 川口市青木〇-〇-〇

氏名 川口太郎 様

担当者 川口一郎

川口市長 岡村 ゆり子

TEL 090-0000-0000

令和 年 月 日付け 道路法 24 条
 川口市法定外公共物管理条例第 9 条 の規定による工事施行承認申請について

下記の一般条件並びに特別条件を遵守することを条件に承認する。

施工目的	家の建替えにより車両出入口を変更するため			(仮設 <input checked="" type="radio"/> 本設 <input type="radio"/>
施工場所	<input checked="" type="checkbox"/> 市道 幹線 第 24 号線 (外 路線) <input type="checkbox"/> 法定外公共物			
	場所	川口市 青木〇-〇-〇 地先		
工事概要	工事種別		施工数量	
	歩車道境界ブロック撤去工		13. 2m	
	歩車道境界ブロック設置工(切下げ型)斜込		13. 2m	
	歩道舗装打換え工		39. 6m ²	
	鉄製ポール設置工		1. 0本	
	地先境界ブロック布設替え工		13. 2m	
施工予定期間	令和 ○年 ○月 ○日 から 令和 ○年 △月 △日			
申請承認期間	承認日 から 令和 年 月 日まで 日間			
添付書類	案内図、平面図 (施工前、施工後)、断面図 (施工前、施工後)、構造図、写真 (全景・近景・施行箇所記載)、土地利用計画図、軌跡図 (規定以上の開口等行う場合) その他 ()			
一般条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じ、所轄警察署長に道路使用許可を申請して、工事に着手すること。 2 工事着手時、完了時は、それぞれ着手届、完了届を提出し、道路管理者の確認を得ること。 <u>(施工前、中、後の写真を提出すること)</u> 3 工事現場には、市長の指示する所定の標示施設を見やすい場所に設置すること。また、仮囲い等を設置し、夜間は黄色点滅灯を設置すること。その他危険防止のための安全対策措置を講ずること。 4 工事に伴う近隣住民及び通行者の苦情等は、一切施工者の責任において処理すること。 5 工事に起因し既設工作物を破損した場合は、承認を受けた者の負担で原形に復旧すること。 6 道路及び河川管理者からの指示、命令に従うこと。 7 工事施行の承認期間は、承認日より 60 日以内とすること。 8 当初協議した施工方法等が変更となる場合は事前に協議・変更の届出を行うこと。 9 境界石、鉢、プレート等の確認保存を行うこと。 10 交通安全に注意し、歩行者の安全を十分確保すること。 11 他企業と競合の場合は、協議の上同一舗装復旧すること。 			
特別条件	別紙 1 参照			

教 示

この工事施行承認について不服がある場合には、次に掲げるところにより
審査請求又は処分の取消しの提起をすることが出来ます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に(審査庁)に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。